

神奈川県がん克服条例の見直しについて

神奈川県の条例については、条例制定後も常に時代に合致したものにしていくため、「見直し規定を設けている条例」を対象に、各条例で定める見直し期限に、(1) 必要性、(2) 有効性、(3) 効率性、(4) 基本方針適合性、(5) 適法性の5つの視点から見直しを行うこととされている。

「神奈川県がん克服条例」は、令和5年度が附則で定める見直し期限となることから、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」(以下「見直しに関する要綱」という。)に基づき、条例見直しについて検討した。

1 条例の概要

本条例は平成20年に制定されたもので、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者及び県民の責務を明らかにし、並びにがんの予防、早期発見の推進等について定めている。

また、同法の規定による県がん対策推進計画(以下「県計画」という。)の実効性を確保し、総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的としている。

2 見直しの検討

(1) 必要性

がんは、依然として県民の疾病による死亡の最大の原因であり、県民の生命及び健康にとって重大な問題であることから、県計画を補強、補完し、総合的ながん対策を県民とともに恒久的に推進することを目的とする本条例は、引き続き必要な条例である。

(2) 有効性

本条例に基づく施策の実施や周知啓発により、がん検診受診率の向上など、総合的ながん対策という目的において一定の効果が上がっている。

本条例は、令和5年度中に改定予定である県計画にも対応しており、有効に機能していると考えられる。

(3) 効率性

本条例では、がん対策について、県等の責務を明らかにした上で、県、国、市町村、医療関係団体、がん患者等で構成される団体等が連携を図りながら実施するものとされており、総合的ながん対策が、効果的・効率的に推進される内容となっている。

(4) 基本方針適合性

「県保健医療計画」や「かながわ健康プラン 21」等の県が策定している他の計画等との調和を図り策定されている県計画において、がん対策を総合的に推進することが位置付けられており、本条例は、県政の基本的な方針に適合している。

(5) 適法性

本条例は、がん対策基本法の規定により策定された県計画の実効性を確保し、総合的ながん対策を推進するものであり、憲法や法令に抵触するものではない。

3 検討結果

改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(理由)

- ・ 平成 30 年 3 月の県条例改正以降、がん対策基本法が改正されていない。
- ・ 新しい施策については改定県計画に位置付けて取り組んでいくが、今回県計画に新たに追加される予定の取組みは、県条例から読み取ることができる。